

労働委員会の窓（令和7年9月分）

《会議関係》

- 9月4日 第42回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会
「和解の取組について」など3件
- 9月12日 第1355回公益委員会議
「労働組合の資格審査について」など2件
- 9月17日 第1247回愛媛県労働委員会総会
「会長及び会長代理の選挙について」など5件
- 9月26日 第1248回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など9件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	R7.9.25 一部認容

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
9月	26	38
累計(4月～)	120	170

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roundou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirow/>

最低賃金改正のお知らせ

令和7年12月1日から愛媛県最低賃金は、

1 時間 **1,033 円** です。

●業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種支援
制度の活用をご検討ください。

■お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

又は、最寄りの労働基準監督署